

投資顧問契約書

(シストレ 24 MirrorTrader 取引)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

◇商号 インヴァスト証券株式会社

◇住所 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目 6 番 21 号

I 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

II クーリング・オフの適用

この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して 10 日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面による契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。
- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。
- ⑤ 契約解除の書面が当社に到着した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済いたします。強制決済を行った結果の損益は、すべてお客様に帰属します。

III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、電話はまたは書面による意思表示で解除することができます。なお、投資顧問契約を解除するとシストレ 24 取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。

お客様（以下「甲」という。）とインヴァスト証券株式会社（以下「乙」という。）、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結した。

(投資顧問契約の締結)

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。

(助言の内容および方法)

第2条 乙は、国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。

乙が提供する店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」において、売買シグナルを発するストラテジーおよびストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引ツール、またその付帯サービスを提供することにより助言を行う。甲が「シストレ24」で行う取引は、すべて乙の助言を受けたものとする。

2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。

(1) 分析者・投資判断者、助言者 鶴見 豪

(2) 当社への連絡方法

①電話番号 0120-729-365

②メールアドレス imr-info@invast.jp

(秘密の保持)

第3条 乙は、本契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。

(1) 投資助言報酬

シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり1円(税込)を助言報酬として徴収する。

(2) 報酬等の支払い時期、方法

シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に1円(税込)を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言は甲を拘束するものではない。

2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、または甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第6条 本契約に基づく契約期間は、本契約に同意した日から口座解約日までとする。

(契約書の事項の変更)

第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、変更されることがある。この場合、乙はすみやかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な変更については、書面またはメールをもって甲に通知するものとする。

2 甲が第1項の変更に異議がある場合は、乙が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、甲は当該変更に同意したものとして取扱う。

3 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後に甲が決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものとみなす。

(合意管轄)

第8条 本契約に関する訴訟については、乙の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約外事項の協議)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

以上

平成27年7月20日